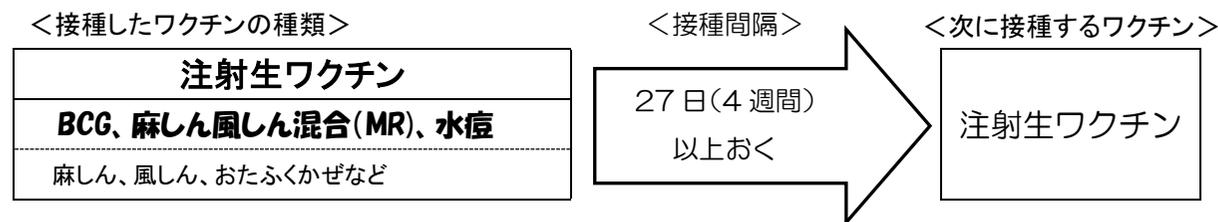


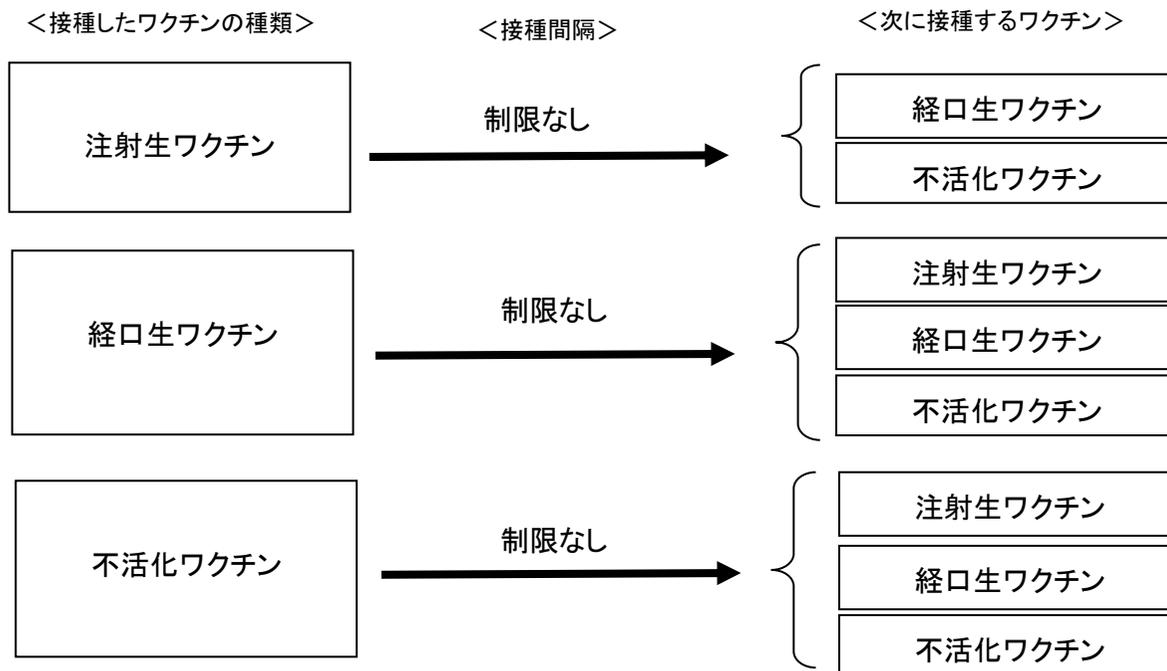
★異なった種類のワクチンを接種する場合の間隔は、令和2年10月1日より改正されました。

予防接種のワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。

接種間隔の制限があるのは、生ワクチンの中でも注射の生ワクチンを接種した場合です。



★以下の場合は接種間隔の制限はありません



★感染症にかかった後にワクチンを接種する場合の間隔

- ・ 麻しん（はしか）にかかった場合は、治ってから4週間以上過ぎてから接種しましょう。
- ・ 風しん、水痘（水ぼうそう）、おたふくかぜなどにかかった場合は、治ってから2～4週間以上過ぎてから接種しましょう。
- ・ 突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）などにかかった場合は、治ってから1～2週間以上過ぎてから接種しましょう。

ただし、これらの間隔は目安であり、接種の実施は、接種当日に医師が判断します。接種の際は、あらかじめ医師にご相談ください。

【接種間隔のポイント】

「次の予防接種まで27日以上おく」とは？



例) 4月2日(火曜日)にMR(注射生ワクチン)を接種した場合、次の注射生ワクチンの予防接種が接種可能なのは、4週間後の同じ曜日である、4月30日(火曜日)以降となります。

MR接種した日

＜4月＞

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

この日以降なら接種可能

